

令和5年第3回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和5年9月12日

招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員 長	中村 美穂	副委員 長	堀 真
委員	松林 敏	委員	浦川 圭一
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 福本 美也子

説明のため出席した者

建設産業部長 山口 新吾

(土木管理課)

課長 山崎 禎三 課長補佐 日名子 達也

課長補佐 山口 亮 係長 伊藤 央

主査 川田 陽介 主査 吉村 尚倫

(都市計画課)

課長 前田 将範 課長補佐 田中 廣幸

課長補佐 山本 公司 主査 山田 傑

主査 久保 竜太

(産業振興課)

課長 永石 大祐 課長補佐 畑中 隆徳

係長 前川 哲郎 係長 島 典明

本日の委員会に付した案件

議案第52号 令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時30分

閉会 14時30分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会いたします。

令和5年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に分割付託を受けました議案第52号令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。今日は建設産業部の所管について審議をお願いいたします。まず産業振興課から本案について提案理由の説明を求めます。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

それでは産業振興課所管について決算書事項別明細に従いご説明いたします。まず、歳入でございます。事項別明細書18、19ページをお開きください。2款地方譲与税3項1目1節森林環境譲与税が産業振興課所管でございます。国からの譲与税で森林管理制度の事業、歳出6款2項へ充当するものでございます。続きまして28、29ページをお開きください。14款国庫支出金2項1目2節地域活性化補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億9,285万1,000円のうち、1億8,310万909円が産業振興課所管で、農業費6款1項、水産業費6款3項、商工費7款1項へ充当しております。続きまして34、35ページをお開きください。15款県支出金1項3目1節農業費負担金が産業振興課所管でございます。中山間地域等直接支払交付金および多面的機能支払交付金の国県交付分で、町負担分も合わせ活動組織等へ交付されるものでございます。次のページ36、37ページをお開きください。同じく15款2項4目1節農業費補助金のうち、1行目の農業委員会交付金、2行目の農地利用最適化交付金、6行目の農地集積・集約化対策費補助金を除いた項目が、産業振興課所管分でございます。いずれも農業振興費6款3項に充当する県補助金でございます。その下、同じく15款2項4目2節林業費補助金が産業振興課所管でございます。ながさき森林づくり担い手対策事業補助金は、長崎南部森林組合の職員の福利厚生費補助金に対する県補助負担分でございます。同じくその下、15款2項5目1節商工費補助金が産業振興課所管でございます。2段目、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金は、県の飲食店への時短要請に伴う協力金の9割分と事務費でございます。次のページ38、39ページをお開きください。15款3項3目1節保健衛生費委託金のうち、3行目市町村権限移譲等交付金（鳥獣捕獲）と同じく4目1節農業費委託金、同じく5目1節商工費委託金が産業振興課所管分でございます。続きまして40、41ページをお開きください。16款1項2目1節利子及び配当金は下から2つ、森林環境譲与税基金運用収入と長崎南部森林組合出資配当金が産業振興課所管分でございます。続きまして42、43ページをお開きください。17款1項7目1節ふるさと長与応援寄附金が産業振興課所管分でございます。続きまして44、45ページをお開きください。44、45ページの一番下から続いて46、47ページに続いております。

20款3項1目1節貸付金元利収入は、1行目小規模企業振興資金預託金元利回収金と3行目小規模企業創業支援資金預託金元利回収金が産業振興課所管でございます。町内4銀行に預託を行っておりました預託金の回収金となっております。同じく20款5項1目1節雑入のうち、上から3行目ふれあい農園使用料が産業振興課所管でございます。また、上から9行目の火災保険料のうち6,789円が直売所まんてんからの負担金分でございます。次のページ48、49ページをお開きください。上から7行目長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金のうち219万5,813円が、長与川まつりおよびイルミネーションの点灯などの町のPR事業に対する補助金となっております。下から3行目の長崎県グリーン・ツーリズム支援活動助成金、こちらにつきましても産業振興課所管となっております。同じページで21款1項1目1節農道等事業債が産業振興課所管でございます。長崎県事業で行っている藤の棟ため池の堤体補強工事に係る農村地域防災減災事業負担金に対する起債となります。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。76、77ページをお開きください。2款2項1目税務総務費7節報償費のふるさと納税返礼品、10節需用費の消耗品費4,225万8,157円のうち、4,070万1,521円と印刷製本費、11節役務費、12節委託料がふるさと長与応援寄附金の経費で産業振興課所管分でございます。報償費および消耗品費については、ふるさと納税の返礼品、印刷製本費は受領証明書等を送付する際の封筒などを作成しております。役務費については返礼品の送料、ポータルサイト利用料、委託料はサイト運営等に係る委託料でございます。令和4年度のふるさと納税につきましては、受付数が6,562件、寄付額1億4,786万3,000円となっております。詳細につきましてはお配りしておりますふるさと納税に係る実績をご覧ください。続きまして130、131ページをお開きください。5款1項3目労働諸費、こちらは全て産業振興課所管でございます。18節負担金、補助及び交付金の高齢者就業機会確保事業費補助金は、長与・時津シルバー人材センターへの運営補助金でございます。シルバー人材センターの令和5年3月末会員数は376人、うち長与町民が267人でありまして、高齢者の就業機会確保や生きがいづくりに一定寄与しているものと考えております。次のページ132、133ページをお開きください。ここに6款1項2目農業総務費が一番下から続いて134、135ページに続いております。6款1項2目農業総務費、1節から4節までの職員9名分と会計年度任用職員1名分の人件費が主なものでございます。同じく6款1項3目農業振興費、1節報酬は農業振興協議会などの各種審議会の委員報酬と会計年度任用職員1名分の報酬でございます。12節委託料の1行目有害鳥獣捕獲業務委託料は有害鳥獣の駆除について中彼猟友会長与支部へ1年間を通して捕獲業務を委託しております。令和4年度の捕獲数はイノシシ152頭、アナグマ48頭となっております。2行目農道等管理委託料は、長与・時津シルバー人材センターへ農道等の除草作業や業者によるため池の除草、長与木場土地改良区における加圧ポンプの不具合の調査を委託しております。次のページ14節工事請負費の農道等補修工

事費は農道、水路の補修工事など合計16件に係るものでございます。令和4年度は農道、水路等の工事を7件、ふれあい農園の工事を2件、土地改良区の工事を7件行っております。136、137ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金、主なものといたしまして、ご説明をいたします。10行目と11行目、各土地改良区の排水施設の管理補助金で、電気代および管理費を長与木場地区が令和6年度まで、長与岡北地区が令和7年度までの補助となっております。その下12行目と13行目、こちらが各土地改良区への元利償還補助金となっております。償還期間が長与木場地区が令和7年度まで、長与岡北地区が令和8年度までとなっております。その3行下のブランド商品生産対策事業補助金は、温州ミカンの品質向上のためにマルチ被覆資材、成長調整剤等の購入に対する補助とそれらの処分に係る補助となります。1行下の畑作物拡大事業補助金は、直売所向けの野菜や花の苗や種子、畑のトンネル栽培用の資材に対する補助でございます。その1行下、優良品種更新事業補助金は柑橘部会95名へみかん等の優良苗木5,155本等の購入費について補助を行っております。2行下の長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金は、町単独事業による有害鳥獣による農作物の被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵4,584メートル、電気柵218メートルの整備19件の他、有害鳥獣捕獲報償金としてイノシシ152頭、中型動物等48頭に対する補助を行っております。1行下のながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金は、国庫補助事業による有害鳥獣による農作物の被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵2,558メートルの整備の他、イノシシ103頭の捕獲に対する補助を行っております。捕獲頭数については、町単独事業と国庫補助事業に違いがございますのは、捕獲対象期間が町事業は4月から3月、国庫補助事業は前年3月から2月までと期間が異なるためでございます。1行下の農地集積・集約化対策事業機構集積協力金は、長与岡地区の基盤整備事業における農地の集積に対しまして、土地改良区への協力金で国庫補助金でございます。令和4年度のみ計上する費用となっております。3行下の中山間地域等直接支払交付金は、町内の農業生産条件の不利な中山間地域等において集落等を単位に面積に応じて、国県町より負担割合1対1対1で交付するもので、4地区73戸、田畑を合わせ99.4ヘクタールに対するものでございます。2行下の農村地域防災減災事業負担金は、県営で進めていただいております藤の棟ため池整備事業の町負担金でございます。令和4年度は堤体工事を行っております。1行下の基盤整備事業負担金は、県営事業で行っている岡中央地区における基盤整備事業について、事業計画策定に係る町負担金でございます。3行下の水利施設等保全高度化事業補助金は、長与木場・岡北土地改良区における水利施設の機能保全計画策定事業に対する補助でございます。2行下の新規就農者育成総合対策事業補助金は令和4年度より新規就農者1名に経営開始資金の支援を開始しております。支援期間は3年間を予定しております。2行下の直売所省エネルギー等設備導入補助金は既存の設備より省エネとなる設備の導入に対する補助でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、直売所まんてんで

LED照明器具を、じげもんでは空調設備を更新しております。繰越明許費につきましては、令和5年度への繰り越しを行ったもので、藤の棟ため池整備事業258万9,000円、肥料価格高騰対策事業補助金90万円でございます。

失礼いたしました。先ほどご説明の中で上から負担金、補助及び交付金の11行目、長与岡北地区施設管理補助金につきまして、補助が令和7年度とご説明いたしましたけれども、令和8年度までの補助となっております。

続きまして138、139ページをお開きください。6款1項4目畜産業費でございます。8節旅費18節負担金、補助及び交付金の経常経費となっております。続きまして140、141ページをお開きください。6款2項1目林業総務費が産業振興課所管でございます。主なものといたしまして12節委託料の森林経営管理制度実施業務委託料は、森林経営管理制度に伴う森林の現地調査につきまして、長崎県林業公社へ業務委託を行っております。20節貸付金の林業開発促進資金貸付金は、長崎県林業公社の事業運営において、木材需要や価格の低迷等に対する財源の安定確保を図るため、県9割、町1割で林業公社へ資金を貸し付けるものでございます。24節積立金は、森林環境譲与税と基金運用収入の合計額から森林経営管理制度実施業務委託料への充当分を差し引いた314万2,997円を基金へ積み立てしております。続きまして6款3項1目水産振興費が産業振興課所管でございます。18節負担金、補助及び交付金の4行目水産多面的機能発揮対策負担金は、水産多面的機能発揮対策として、干潟等の保全事業63.8ヘクタール等を行いました活動組織である長与浦再生活動組織へ地域協議会より補助金を交付している中での長与町負担分となっております。次のページ142、143ページをお開きください。7款1項1目商工振興費が産業振興課所管でございます。主なものをご説明いたします。7節報償費、長与町新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金は、令和4年2月から3月までの間、長崎県まん延防止等重点措置の発令に伴い、飲食店等の営業時間短縮要請にご協力をいただきました事業者に対する協力金でございます。第5期の申請件数57件のうち令和4年度に支出をした16件分でございます。8節旅費のうち普通旅費10万2,720円、10節需用費の消耗品費のうち4万7,317円、印刷製本費、電気使用料、11節役務費が産業振興課所管分でございます。12節委託料1行目の商店街活性化委託料は、中央商店街の賑わい創出事業として、八反田公園、長与中央橋の2カ所にイルミネーションを設置し、12月8日から翌年の1月27日まで点灯を行いました。2行下の長与町事業継続支援金業務委託料は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための長崎県まん延防止等重点措置の発令に伴い、時短営業や自粛により影響があった事業者への支援金の受付業務を西そのぎ商工会長与支所へ委託したものでございます。1行下のながよ飲食店応援レシートキャンペーン受付業務委託料は、長引くコロナ禍に加え物価高騰により大きな影響を受けている町内飲食店を応援するため、町内飲食店で食事されたレシートで応募すると抽選で長与共通商品券が当たるキャンペーンの受付業務を西そのぎ商工会へ委託したものでございます。18節

負担金、補助及び交付金の1行目から14行目の長与町地域商業活性化事業補助金までは、例年実施しております事業者の資金借りに伴う利子補給や町内商工業の振興を目的とした西そのぎ商工会への補助でございます。1行下、15行目の長与町事業継続支援金は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として、行動自粛等により影響を受けた飲食店や前年の売り上げと比較し、一定の売り上げ減少があった事業所等へ支援を行ったものでございます。前年度までの第3弾から第5弾に続く第6弾でございます。33件の申請がっております。1行下の長与町プレミアム商品券発行事業補助金も新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策で、プレミアム率を66.7%としたプレミアム付き商品券。1セットの額面が5,000円を販売価格3,000円ですね。こちらを1世帯の購入上限を6セットとして発行しております。2行下の長与町電力・ガス価格高騰支援補助金も新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策で、長与町に本店がある中小企業者または長与町に住民登録がある個人事業主へ価格が高騰いたしました光熱費の高騰分について、1事業につき上限70万円を支援し55件の申請がっております。次のページ144、145ページをお開きください。7款1項2目観光費でございます。18節負担金、補助及び交付金は、長与川まつり、長与シーサイドマルシェへの補助等を行っております。続きまして192、193ページ、こちらが一番下から194、195ページへ続いておりますので、194、195ページをお開きください。11款1項1目農業用施設等災害復旧費でございます。14節工事請負費は単独事業分1件でございます。百合野農道におきまして倒木等の撤去を行っております。その他202ページをお開きください。(4)出資による権利でございますが、上から長崎県漁業信用基金協会、長崎県農業信用基金協会、長崎県信用保証協会、長崎県林業公社と、一つ飛ばしまして長崎県漁港漁場協会、その六つ下長崎県産業振興財団、その二つ下長崎県農林水産業担い手育成基金、その下長崎南部森林組合、一番下の長崎県園芸振興基金協会の9件が産業振興課所管分で、令和4年度中の増減はございません。203ページをお開きください。3債権でございますが、長崎県林業公社貸付金は、令和4年度に7万3,000円増額し、総額1,702万6,000円となっております。最後にその下4基金の状況でございます。204ページをご覧ください。(14)一番最後でございます。森林環境譲与税基金は、歳出でご説明をいたしましたとおり、令和4年度の基金への積立額が314万3,000円、年度末の残高が1,183万3,000円でございます。主要な施策の成果に関する報告書につきましては、48から55ページにわたり主な事業を掲載しておりますので、併せてご参照ください。産業振興課に関しましては、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。

まず歳入の18、19ページ、森林環境譲与税ですね。質疑はありませんか。続きまして28、29ページですね。14款2項1目、質疑はありませんか。戻っても構いま

せんで進めていきたいと思います。34、35ページ、15款1項3目、質疑はありませんか。次36、37ページも続いてございますけれども、質疑はありませんか。続いて38、39ページ、質疑はありませんか。続きまして40、41ページ、利子及び配当金の中にもありますね。質疑はありませんか。その次のページの42、43ページ、ふるさと長与応援寄附金、質疑はございませんか。続きまして44、45ページの一番下のところから実際は次のページですね。46、47ページ、質疑はございませんか。それではページを進めてまいります。その次のページの48、49ページ、この雑入の続きになりますね。質疑はありませんか。その次のページの50、51ページの一番上段ですかね。農道等事業債、こちらもありますけれども、質疑はありませんか。歳入のところは以上ですけど、あとで戻っても構いませんので歳出の方に移りたいと思います。それでは歳出の76、77ページ、2款2項1目ふるさと納税返礼品費とか、そういったところですけど、質疑はありませんか。この頂いた資料についても一緒に質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。それではページを進めて130、131ページの一番下段ですかね。高年齢者就業機会確保事業費補助金、こちらで質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

131ページですけども。一番下の高齢者数の、シルバー運営と言われておりますけども、時津、長与の全体の数と長与の数は言われてお聞きしているんですけど、この就農についてはやっぱりだんだん減っていったるんじゃないかなと思うんですけど、この辺の人材確保については、どのように変化しているのかちょっとお聞きしたい。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

シルバー人材センターの人材確保については、シルバー人材センターからも事業のPRと募集等も各種広報等に載せておられるところでございますが、定年延長等が影響して、実際の会員数の減少はそこが一番大きなところかなと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。ないようでしたら次に進めていきたいと思います。次のページの下段のところから135ページのところまででしょうか。このページ有害鳥獣の捕獲の業務委託料とか、そういったものもありましたけども、質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

136ページですけども。確認の意味で有害鳥獣の委託について猟友会でしょうけども、結構猟友会のメンバーも減って頭数的には152頭とか、48頭とか種類によってはありますけども、やはりそういう猟友会のメンバーが高齢化で減りつつ、もう以前か

らだったんですけど、メンバーについてはやっぱり結構減っているんですか。それとまたお互い近隣町で連携をとりながらやるときもあったようですけど、その辺はどのようになっているかお聞きをしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

中彼猟友会の人数については、現状維持で推移をしております。ただ他の自治体との連携につきましても、他の自治体との共有した会議等もあるんですけども、減少しているとか人数が少ないとかいう話は出ております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

では続いて136、137ページ、負担金、補助及び交付金のところで。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

137ページの中段にありますけど、長与木場と岡北改良工区で、畑総事業だと思えますけども、補助金を今多額の金を頂いて本当に助かっているわけでございますけども、それぞれ期限があと木場が7年、岡が8年ということで期限があるようでございますけども、やはりこれは償還金のためのお金でしょうけども、やはりそのあと運営していくためには大変メンバーの方が苦勞をなさっているのを聞いておりますけども、今後についてどのような策を練っておられるかですね。今、会自体はたぶん木場と長与と統合したような感じでされていると聞いておりますけど、その辺をちょっとお聞かせいただければと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

まず木場および岡北の施設管理補助金につきましては、現在ではやはり覚書等で20年ということがございますので、令和6年度および令和8年度でいったん補助が切れるということでご解釈いただければと思っております。あと合同事務所につきましては、令和5年3月に2地区の改良区の合同事務所を設立しておりますので、そこで幾らかの単独でできてない改良区の事務等を合同事務所の方で進めている状況でございます。あと今後の展望につきましては、これに代わったところで137ページの下から5行目のところにある水利施設等保全高度化事業補助金とございますけれども、これにつきましては国の100%事業におきまして、それぞれの改良区の方で施設が劣化等で傷んでる所に調査をかける補助金の100%事業になっております。調査に基づいてそれ以後に修繕等を行いますけども、この修繕につきましては、今言った協定に基づいて木場令和6年度、岡北令和8年度までに修繕を地元負担なしで、町の負担が入りますけども、

地元負担なしで修繕を行うということになっておりますので、今の展望としましては施設については、そういうことで進めさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

やはりそれぞれの地域でもう高齢化で、もうあとは若い人がいないので、そこはどうしようかってやっぱり心配した声も聞きますので、どうかいろいろな事業を使って町も一生懸命していただいているのは分かっておりますけども、どうかいろいろな事業を使いながら継続をされるような体制をつくっていただきたいと思っております。それからその下に農地集積・集約化対策ということで、基盤整備が岡の方に計画されている、ここで間違いないですか。この基盤整備については、もうだいぶ前から計画がなされておりました、多分進んでると思っているんですけども、結局そのときにそういった土地を借りる人たちがそれぞれ名簿があがっていると思いますけども、もうあまり長くかかりますと、その人たちが今借りようとしている人たちが結構年取って、もうそこまでできるかなという不安も持っておられる人もおるわけでありまして、できるだけ早めにしてもらいたいというのが私たちの気持ちですけど、その辺の今状況的な推移をちょっとお聞かせいただければと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

長与岡基盤整備につきましては、今現在令和5年6月に改良区を設立を行いまして、今後6カ年計画で工事を行う予定でございます。6年後に完成しまして、植栽等はいよいよその農家が入れるという状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

131ページの高年齢者就業機会の確保事業と主要な施策の48ページの高齢者シルバー時津人材センターなんです。376人中の長与が267人というところで、私もよく利用させていただくんですが、このシルバー人材センターの方たちのその基あったキャリアを基にしてその人材センターでその仕事仕事を派遣されているのか、研修はどのようにされているのかということと、例えばお庭の方はいらっしゃるけど、お庭の剪定とかでいらっしゃるけど、例えば建具をしてください、建具を直してくださいと言ったらそういう人はいませんとか言われるので、どのように研修をされてどういった人材を育成されているのかということと、それから54ページなんですけど、プレミアム商品券なんですけど、高齢者の方が言われるには1,000円単位だとどうしても使いにく

いと、お店に行って1,000円じゃなくて500円だと1日1回を使うことが。じゃあ1個ずつ聞きます。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

シルバー人材センターの研修とか人材についてなんですけれども、もともと現役のときにされてたお仕事等でできる仕事ですね、そういうことについては依頼があればこの方ができますということで、そういう方にお仕事を依頼してできる、できないっていうところがあるかと思うんですけれども。その特に今、人材の研修制度自体については、草刈り作業と剪定作業については、研修はされている実績はございますけれども、その他のものについては特にされていないということで把握しております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

いろいろな形でもう少し種類を豊富に生かしていただければというふうに思ってます。研修があってですね。それからこれを一般財源から874万2,000円、これはこの公共事業契約、民間事業契約、派遣事業契約とそれぞれありますけど、この中の人件費に使われているのか、それともそれ以外のものとして実際お支払いをされてるか、その辺りはいかがでしょうか、どのような主要で。

○委員長（中村美穂委員）

かなりシルバーの内部の話ですけど、所管で答えられる範囲でお答えをいただければと思います。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

こちらの補助金につきましては、シルバー人材センター本体の運営に関する補助金としてお支払いをしております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

全体の補助というところちょっと漠然として分からないんですが、どのような計算で行われているのか、その辺りをお知らせください。

○委員長（中村美穂委員）

島係長。

○係長（島典明君）

シルバー人材センターへの補助金に関しましては、均等割と人口割という形で長与、時津で案分をさせていただいて、計算をさせていただいているものでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。では136、137ページまでしておりますので、続けて138、139ページ、4目畜産業費ですね。質疑はありませんか。続けて140、141ページですね。林業費のところですけど。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

141ページの18節水産多面的機能発揮対策負担金の139万3,605円ですけども、これは全体の事業費全体の負担金ですけど、どこか他のところも納めているんだと思うんですが、全体の負担金の額と事業費の額が分かりましたらお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

水産多面的機能発揮対策負担金につきましては、活動項目としまして干潟等の保全、そして、耕耘とか、稚貝の沈着促進、機能発揮のための生物の移植等と、こちらが全体の事業費としまして、933万200円、これの負担割合が国が7、県が1.5、町が1.5となっております、町の負担分が139万3,605円となっております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

毎年同じようなことをされてるみたいですが、毎年聞くんですけど、この効果というのはなかなか上がってるか、上がっていないか分からないようなことを毎年答弁いただくんですが、これをやったことで例えば漁獲高がだんだん増えてきてるとか、何かそういう兆候というのはあるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

漁獲高に関する兆候というところでは、具体的な数字というのは確認できていないんですけども、生態系を維持していく中での干潟を耕耘するということですね。やっばりしていかないと、やはりもう干潟も硬くなって生物が生息していけないということになりますので、そういった面では継続して海の中の生態系維持ということで、事業を行っていると考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。それでは続きまして142、143ページ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

143ページの長与町プレミアム商品券発行事業補助金であります。6セット発行というところなんです、そこで3,000円の販売というところなんです、高齢者の方たちが500円しか、1回お買物に行って1,000円は使いにくいと。だから500円券を発行してほしいというような要望もあったんですが、その辺り今までこのような形で販売されておりますが、そのような500円券として計画をされるというような予定はございませんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員、決算なので、予定がないかっていうような質疑ではなくて、例えば今回令和4年度のそういうような声がなかったかとか、それについて検討しなかったかというような質疑だったらまだいいかなと思うんですけど、4年度に発行したものについて、お尋ねいただけますか。ちょっと質疑を変えていただけますか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

訂正いたします。この4年度の決算において、そのような500円券にするとかいうような計画はなかったでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

長与町のプレミアム商品券の発行事業につきまして、500円券等の発行の検討がなかったかっていうことでございますけども、今1,000円券を発行してるんですけど、500円券にするとなると紙の量が倍になるとか、印刷コストがかかったりとか、あと事務量が商工会が換金作業だとか、お店の集計作業をしてますので、基本事務量も倍になるとか、受け入れる事業をしていただけたところ自体の体制の問題もありますので、今のところ500円での事業というのは、まだできるという答えには至っておりません。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そうですね。事務量が負担が大きくなる可能性もあるし、紙がうんと増えるというのはあるんですが、高齢者の方たちが使いやすいような形で10枚のうち例えば3枚とか、4枚とか、そういう形もあろうと思いますので、今後ご検討をしていただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

商品券の発注というか発行形態ですね。そちらにつきましては、商工会とも話を進めながら実際使いやすいところ、使い勝手がいいところ、どこまで対応できるか等は検討をしていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

143ページの同じく18節負担金、補助及び交付金ですけども、この中の一番下の長与町電力・ガス価格高騰支援補助金ですが、この電力・ガスっていうぐらいですから、対象となる業種の方というのはもうかなり多くいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、先ほどの実績を聞きますと55件の実績があったということだったんですが、感じ的にはえらい少ないなというふうな感じをしております、どういう周知をされていたのか、ほぼほぼ皆さんに町内の事業者の方々にきちんと分かるような周知をされていたのかっていうのをちょっとお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

島係長。

○係長（島典明君）

こちらの事業の周知につきましては、過去に支援金の対象となられた事業者には直接文書等でご案内を差し上げておりますし、ホームページ等でももちろん広報はさせていただきました。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

上限は70万円ということで先ほど説明あったんですが、この下限でこれ以上の方とか、高騰のこれ以上の方で最高70万円までとか、下限はないんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

島係長。

○係長（島典明君）

下限の方は設けておりません。ただ同時に他の医療機関とか、施設とか、そういうのが他の課で同時期に同じような事業をやっておりますので、医療機関とかが結局うちの方では対象にならない。他の課の事業で対象になる事業は対象にならないって形になっておりますので、それでちょっと今回件数の方が伸び悩んでるっていう可能性はあるかと思えます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

最後にお聞きしますが、これはもう予算書の覚えがないんですが今年度もやられてるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今年度はもう行っておりません。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じく143ページのところで、長与町新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金なんですが、先ほど57件中16件が申請があったというところでありましてけれども、その残りのところの飲食店に関しては、短縮しないことで国からのペナルティとか何かそういったものはあったんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

時短要請に伝えていただけなかった事業者につきましてのペナルティはございませんでした。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

例えば他県では短縮しましたよというそういった申請を行って補助金をもらって、実際は全く短縮してなかった企業とかもそれぞれあったと思うんですね。そういったところは本町はそういった虚偽の申請というのは全くなかったのか、その辺りいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

島係長。

○係長（島典明君）

時短要請協力金に関しましては、それぞれの期で時間が決まってるんですが、一応県の方の指示で見回りを職員の方がしましたので、数日に1回ずつ見回りをさせていただいております。お電話等であそこはしてるんじゃないかとかいう事業者もありましたが、そこにもちゃんと直接お伺いをして話を聞いたりとかしておりますので、そういう不正があったという認識はもっておりません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。ページを進めてまいります。144、145ページ、この

中で質疑はありませんか。ないようでしたら192、193ページの下段のところから翌ページの194、195ページ、質疑はありませんか。202ページの出資による権利の中の産業振興課所管分、それから204ページ、森林環境譲与税基金について。申し訳ありません。203ページもですね。203ページのところもありましたので、203、204ページですね。それから主要な施策の成果に関する説明書、また頂いた資料、全体を通して質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

主要の施策の中のアナグマとイノシシの捕獲数が載ってるんですけど、これ役場の職員も何か捕獲しているとちょっと聞いたことあるけど、その数もこの中に含まれているのかどうか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

主要な施策に記載しております有害鳥獣対策につきましては、決算額にひも付いた数字になっておりまして、イノシシ152頭、アナグマ48頭等の記載をしておりますが、町職員が捕獲をした分というのは報酬対象外となっております、令和4年度につきましては中型哺乳類18頭を町職員で捕獲をしております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと説明書じゃなくて主要の施策の中で一般論の中でちょっとお尋ねをしたいと思うんですけど。ふるさと納税の分ですけど、これが年々増えてるんですけど、長与町の特産品を生かした返礼ですね。この特産品の返礼というのは、具体的にどういうのが一番多いんでしょう。それと一遍にあれするとね。あと生産性の向上とブランド化の促進についてですけど、このかんきつ系のブランド化というのは、私は長与町ではあんまり聞いてないんですけど、実際どのような活動をされているのか。それからあと商工会のプレミアムの商品券のことですけど、さっき安部委員も言ったけど、これはやはり500円も入れるべきですよと、私はそういうふうに思う。主婦の方とか買い物をする方は、1,000円単位じゃなくても500円、これはお釣りが来ないわけですから、そういう分じゃ十分と考慮をしなくちゃいけないんだけど、そういう要は政策的なことを

議論がなかったのかどうかですね。それとこの水産関係について、長与はナマコが非常に有名だったんだけど、この分についてのこの今回の分についてはナマコのことについては先ほど浦川委員が質問されたけど、ナマコについてはあんまり促進とか書いてないんですよね。この辺についてはどうなってるんですか。それだけちょっと先に質問をさせていただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

島係長。

○係長（島典明君）

まず、ふるさと納税にかかる特産品、返礼品の上位商品についてご説明させていただきます。多いのがカステラですね。カステラ、あとハムのセット、薫製の詰め合わせ、ローストビーフ、角煮まんじゅう、以上が上位5つを紹介させていただきましたが、5つになります。

○委員長（中村美穂委員）

あと町の商品のブランド化とプレミアム商品券の500円の発行の件とそれからナマコですね。質疑をされてますので、答弁をお願いしたいと思うんですけども。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

かんきつ類のブランド化についてでございますけれども、長与の農協でみかんを出荷しているブランドで、長崎の夢と味ロマンでございますけれども、その基準でその糖度の基準というのがございますので、その糖度を上げるための施策といたしまして、苗の品種だとか、あとマルチ栽培を行うための資材の補助というのをやっているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

ナマコのことについてお答えします。本町の水産物で結構主要なものになるナマコですけれども、ナマコの振興については大村湾フェスタという令和4年度まであった大村湾沿岸の市町の方で形成をしている事業体があるんですけれども、そちらの方で稚魚の放流とか、そういったものの事業を行っております。令和3年度はナマコがちょっと不漁だったんですけど、4年度の方は豊漁になったというふうに聞いております。

○委員長（中村美穂委員）

島係長。

○係長（島典明君）

プレミアム商品券につきまして500円券を検討しなかったかっていうご意見頂いた件なんですけど、一応500円にするか、1,000円にするか、以前が従前が10枚の1万円券という形をしまして、それを5,000円に1冊を5,000円にしたという経緯もございまして、一応協議はさせていただいたんですが、やはり西そのぎ商工会とかの事務量とかありましたので、令和4年度につきましては、500円券という形ではなく一応1,000円券という形で発行させていただいたような次第でございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ふるさと納税についてもカステラは結局長与で販売はしても工場では作っているけど、これは長崎の大体ブランドということであるんですけど、それはいいとして。あとはこのかんきつ類のブランド化ですね。これについては金額的に非常に低いですよ、これはね。これぐらいの今までの長与の特産というのはやっぱりミカンで育った町だから、当然結局このミカンというのは大切にしなくちゃいけない。今、後継者がいないってことでなかなか進まないんでしょうけど、農協とやはりこちらのもちろん農業委員会もあるんだけど、その産業振興課も一緒になってやっぱりやるべきだと思うんです。この予算づけはもう少し大きくして、やはり長与のミカンというのを守るということもやらなくちゃいけないと思うんですが、その辺はどうお考えですか。それと商工会のプレミアム商品券は、長崎市とかなんとか全部500円が入ってるんですよ。だからやっぱり事務量が多いからやらないとか、それは非常にエゴイストであって、住民の方が使い勝手がいいことをするんであれば細かくしてやっぱり使っていくというのがこれは普通ですよ。だからそれを検討していないと、もう事務量が多いとか印刷費が高つくとか、もうそういうことだったらしない方がいい。消費者が使ってはじめて皆さんが結局このプレミアム商品券が役に立つということで感じるわけですから、全然その消費者の助けにならないような形だけだったらもうやらない方がいいと、僕はそういうふうに思うんですね。その辺についても検討されてるのかどうかというのをこの3つを、3点をもう1回お答えください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

かんきつ類のブランド化につきまして、金額等が低いんじゃないかというご意見をいただきましたけれども、他の補助金等も含めまして実際農業をされている農家だとか、農協等と実際必要な分、実際皆さんできる分ですね、その辺協議しながらまた数量等については、見直しをしていきたいと考えております。

あとの商品券の事業につきましても今年度等も皆さん使い勝手がいいような事業とし

まして、デジタル商品券等も導入の検討もしたりはしたんですけれども、なかなかそこまでの採用する等までには至ってないと。皆さんご利用しやすいような形等も今後検討していくというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

このブランドがこれについてはやはり長与の歴史というのをやっぱりこう十分に把握していただいて、前は石川県であるとか、青森の弘前であるとか、もうそういうところにちょうよミカンということで非常に長与町は潤った時代があるんですよ。これで長与町は育ってきたわけですからね。だからこのブランド化というのはやっぱり大切にして、歴史とブランド化というのを含めた中で検討していった方がいいと思います。すいません。これはもう意見ですので、回答は結構です。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

シルバーの補助金の先ほど補助金の算定を説明はしていただいたんですが、全くちょっとこの話は違うんですけども、今議会に専決処分の報告というのが結構されるんですよ。もう数がとにかく毎回あるぐらい結構報告がされて、その中に結構シルバーの事故とかで損害賠償とか、こういったもの結構あるんですよ。あそこで報告をするということは、町が補償してそういう話をして決着させて町の保険から支出をされているように思うんですが、この補助金の中に保険料あたりも積み増しして加えて支給をして、もうそういう実際仕事を出した先の方たちが事故したものまで、私の感覚ではなんでこう役場が補償金の話まで話つけて対応をしなければいけないのかなというのがありまして。逆にこんだけもう専決とかの報告が増えてくればですね、議会の通年、本来であれば議決して決めんばいかなようなことをもうぼんぼん報告で持ってこられるわけですよ。本来であれば通年議会とか私提案してみようかなとも思ってるんですけども。そういったことでこの補助金の算定の中に、例えばそういう事故等に対応する保険とかの保険料とかを上乗せして、そういうのもちょっと考えていただけんかなあと思っているんですが。決算とは全然関係ないんですけどもですね。何かやっぱりそういうのを出せんようなあれなんですかね。そもそもシルバーで起こした事故までやっぱりしなきゃという根拠があるんですか、これは。町の方でやらないといけないという。普通の例えば土木工事で何でも事故とかは逆に指名停止ですよ、罰を受けて。そこで処理を全部してしまう、相手が請け負った相手方が処理をしてしまうというような状況の中で、シルバーと管理公社もですかね、確か。何かあった場合にはもう町が保険金使ってその処理をするというような形になっているんですが。そういうのは何か町がやるように取り決め

になってるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員、補助金の話はここの所管が補助金を出しているの、ただその保険等々の補償の話になると産業振興課で答えきれないんじゃないかと思うんですけど、部長いかがですか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先ほどの浦川委員の質疑については、所管も産業振興課のみで答えることがちょっと難しいところもありますので、取り消しでもよろしいですか。分かりました。

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

143ページのところのながよ飲食店応援レシートキャンペーン受付業務委託料、これ西そのぎ商工会に委託をされたというところで、主要な施策にも載っているわけなんですけど、コロナの感染症対策事業の中で、この中で500円分で応募すると共通商品券5,000円分が抽選で900名に当選されて、発行総額が450万円というふうに書いてありますけど、この応募総数というのが、まず分かるかどうか、教えていただけますか。

○委員（堀真委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

応募総数につきましては、4,078件の応募がっております。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

私の近い所で飲食店がこれにお客さんが応募したら当たったということで非常に喜んでおられたというのを実際に聞いたので、当たる人もたくさん900名という、町内で900名は多い方なのかなと思ったんですけど。これはあくまでも新型コロナウイルスの感染症対策事業なので、この令和4年度のみで1回で今後はもう検討しないというか、この4年度だからできた事業ということに捉えてよろしいですか。

○委員（堀真委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

こちら国からのコロナの交付金を活用して行いました事業でございますので、令和4年度のみ事業というふうと考えております。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

145ページのところの長与川まつり補助金なんですけれども、去年は確かコロナ禍ということで花火のみが、花火のみといいますか、神事ももちろん行われてると思いますが、通常の開催ではなくて花火の打ち上げのみをされたのかなと思っているんですけど、この補助金っていうのはもうその花火の打ち上げにおおむねかかったというか、そういったような認識になるのでしょうか。

○委員（堀真委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

令和4年度の長与川まつりにつきまして花火のみの開催で、補助金につきましてもその分の費用に使って、その他の分については町に返すというか、必要分だけを補助申請しているという状況です。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

昨年度の分はちょっと詳しく覚えていないんですけれども、通常でしたら長与川まつりで協賛各社ということで、会社とか団体とか、そういったもので花火の協賛金を募ったりしていると思うんですね。昨年度は同じようにされているのか、それとももうそういうことはせずに、この補助金で賄うという形だったのかお伺いします。

○委員（堀真委員）

島係長。

○係長（島典明君）

昨年度の長与川まつりにつきましては、町の補助金および協賛金は頂いておまして、協賛金と町の補助金を使いまして花火等の事業をさせていただきました。それで残った分を町の補助金という形を返還させていただいたような格好になっております。

○委員（堀真委員）

委員長と交代いたします。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで産業振興課所管分の質疑を終わります。

11時25分まで休憩します。

(休憩 11時11分～11時23分)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

次に土木管理課所管分について議案第52号令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定の土木管理課所管分について、提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

皆さまお疲れさまでございます。それでは議案第52号令和4年度一般会計の決算のうち、土木管理課所管分につきましてご説明申し上げたいと思います。まず歳入でございます。事項別明細書の24、25ページをお開き願います。13款1項5目土木使用料1節道路橋りょう使用料は全て土木管理課所管分でございます。これは電気、電話の電柱や電線、ガス管などの道路等占用料でございます。続きまして24、25ページ下段から26、27ページ上段の同じく5目土木使用料2節都市計画使用料、収入済額167万6,779円のうち、備考欄1段目の公園占用料、次に26、27ページをお開き願ひまして、備考欄1段目の中尾城公園使用料、2段目の都市公園使用料8万1,950円のうち5万4,450円、3段目の潮井崎交流館施設使用料の1万8,200円は全て土木管理課所管分でございます。公園使用料は、道路等占用料と同じく公園内でございます電気、電話の電柱や電線等の占用料、中尾城公園使用料は草スキーとモノレールの使用料、都市公園使用料は、都市公園において興行等を行ったことに伴う使用料、潮井崎交流館施設使用料は、展示ホール等使用料、冷暖房、シャワー使用料でございます。続きまして28、29ページをお開き願ひます。14款1項3目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費負担金は、全て土木管理課所管分でございます。過年度分の災害復旧費負担金でございます。次に30、31ページをお開き願ひます。14款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金は、全て土木管理課所管分でございます。主なものとしたしましては町道長与中央線の舗装補修工事の補助金等でございます。収入未済額につきましては次年度へ繰り越しをしております。2節都市計画費補助金、収入済額1億4,835万2,000円は、土木管理課所管分でございます。また収入未済額につきましては、次年度へ繰り越しをしております。3節市街地整備総合交付金のうち、備考欄、公園整備事業費交付金につきましては土木管理課所管分でございます。収入未済額240万円につきましては、次年度へ繰り越しをいたしております。次に36、37ページをお開き願ひます。15款2項6目土木費県補助金の3節河川費補助金は、土木管理課所管分でございます。次の38、39ページをお開き願ひます。15款3項6目土木費委託金1節土木費委託金から2節港湾費委託金は、全て土木管理課所管分でございます。次に40、41ページをお開き願ひます。上段の16款1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地貸付収入、収入済額861万7,736円のうち、4

万8,024円が土木管理課所管分でございます。次に42、43ページをお開き願います。17款1項4目土木費寄附金1節土木管理費寄附金は、土木管理課所管分でございます。収入済額につきましてはございません。次に46、47ページをお開き願います。20款5項1目雑入1節雑入のうち、備考欄8段目の清涼飲料水自動販売機設置使用料370万8,586円のうち59万3,161円、備考欄下から7段目電柱等設置使用料3万5,164円のうち460円、次に48、49ページをお開き願います。上から2段目舗装補修工事費負担金4,613万8,400円、4段目境界立会他証明書等交付手数料1万4,400円のうち1万4,100円が土木管理課所管分でございます。次に50、51ページの21款1項2目土木債1節急傾斜地管理事業債のうち、2,940万円が土木管理課所管分でございます。2節道路橋りょう事業債、4節都市計画事業債のうち、備考欄2段目の街路事業充当起債、備考欄3段目の公園施設長寿命化事業充当起債および5節市街地整備総合交付金事業債のうち、備考欄1段目の公園整備事業充当起債および6節がけ崩れ対策事業債が土木管理課所管分でございます。以上が歳入になります。

続きまして、歳出でございます。144、145ページをお開き願います。144、145ページから146、147ページまでの8款1項1目土木総務費は全て土木管理課所管分でございます。1節報酬から4節共済費につきましては、部長含め土木管理課職員総数10名分および会計年度任用職員1名分の人件費でございます。次に8節旅費、10節需用費につきましては、経常的経費でございます。12節委託料につきましては、道路台帳作成整備委託ほか、各種点検委託でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、防犯設備借上料などで88万8,060円を支出しております。18節負担金、補助及び交付金につきましては、県事業の国道207号線道路改良事業に伴う地元負担金の他、各種協会の負担金でございます。146、147ページをお開き願います。上中段の2目急傾斜地管理費12節委託料につきましては、説明欄1段目の測量設計委託料1,154万1,200円のうち49万8,300円、説明欄2段目の法面維持委託料および14節工事請負費の説明欄、急傾斜地維持補修工事費につきましては土木管理課所管分でございます。2目急傾斜地管理費12節委託料につきましては調査業務を1件、伐採業務を1件行っております。14節工事請負費につきましてはのり面維持工事を3件行っております。続きまして同じく146、147ページ中段の8款2項1目道路橋りょう総務費から150、151ページの8款4項1目港湾整備費までが全て土木管理課所管分でございます。1目道路橋りょう総務費につきましては、8節旅費から18節負担金、補助及び交付金まで、いずれも経常的経費でございます。2目道路維持費につきましては10節需用費は経常的経費でございます。次に12節委託料でございますが、支出済額は3,269万1,147円でございます。備考欄上段の町道管理委託料といたしまして2,126万6,425円を支出しており、街路樹の剪定および除草委託など67件を行っております。町道維持補修委託料といたしましては630万3,549円を支

出しており、シルバー人材センターへの委託を含めまして5件の委託を行っております。測量設計委託料といたしましては、町道嬉里線側溝整備調査設計業務委託を含みます2件の委託を行っております。なお、令和5年度への繰越明許費といたしまして、1,600万円を計上いたしております。13節使用料及び賃借料につきましては、工事用機械の借上料でございます。支出はございませんでした。14節工事請負費の支出済額3億4,092万2,271円でございますが、主なものといたしましては、町道長与中央線舗装補修工事や定林橋側道橋上部工工事など86件でございます。15節原材料費は、道路等維持補修に伴います経常的経費でございます。17節備品購入費は、刈り払い機等を購入を行っております。次に3目道路新設改良費の8節旅費、10節需用費は経常的経費でございます。12節委託料につきましては、町道新設測量設計委託料が1件、町道改良測量設計委託料を1件行っております。14節工事請負費につきましては、町道東高田天満宮線の道路改良工事を行っております。次に4目道路橋りょう維持費12節委託料でございますが、隠川内橋ほか1橋補修設計業務委託ほか1件の道路橋点検業務を行っております。14節工事請負費につきましては、町道嬉里線三彩橋補修工事を行っております。なお、令和5年度への繰越明許費といたしまして、1,100万円を計上いたしております。続きまして3項河川費でございます。こちら土木管理課所管でございます。1目河川総務費8節旅費、10節需用費、11節役務費につきましては経常的経費でございます。なお11節役務費につきましては支出はございません。12節委託料は河川管理に関します委託を7件実施いたしております。13節使用料及び賃借料は工事用機械借り上げに関する経常的経費でございますが、支出はございません。14節工事請負費は、河川の維持に関します工事を9件実施いたしております。15節原材料費は、河川補修材料代でございます。18節負担金、補助及び交付金は、東高田地区の高田川改修工事に関します県事業負担金とその他経常的経費でございます。ページ下段から次ページ150、151ページ上段の2目がけ崩れ対策費でございますが、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業といたしまして、高田38地区崖崩れ対策ののり面の測量設計委託および工事を行っております。続きまして、4項港湾費でございます。港湾費につきましても全て土木管理課所管でございます。1目港湾整備費の主なものといたしましては、12節委託料の長与港港湾施設管理業務で、長与浦をきれいにする会および農船会への管理を委託をいたしております。その他8節旅費、10節需用費、11節役務費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、経常的経費でございます。14節工事請負費につきましては、長与港管理用通路の維持工事を1件実施いたしております。続きまして152、153ページをお開き願います。8款5項4目街路事業費でございます。今年度より土木管理課所管でございます。8節旅費、10節需用費、11節役務費につきましては、経常的経費でございます。12節委託料でございますが、備考欄上段の測量設計委託料1,828万5,672円につきましては、都市計画道路西高田線街路整備事業に伴います測量業務など9件の業務を実施いたしております。また、

備考欄下段の都市計画道路西高田線踏切拡幅事業関連工事委託料2,480万6,895円につきましては、JR高田踏切拡幅工事に関連いたしますJRへの委託料でございます。14節工事請負費1億2,032万7,900円につきましては、同じく都市計画道路西高田線に伴います工事14件を実施いたしております。なお令和5年度への繰越明許費といたしまして、2,136万5,000円を計上いたしております。16節公有財産購入費2,560万6,582円につきましても、同じく都市計画道路西高田線に伴います道路用地7筆の購入費となっております。なお、令和5年度への繰越明許費といたしまして、1,508万8,000円を計上いたしております。18節負担金、補助及び交付金についてでございますが、備考欄上段の都市計画街路事業促進協議会費8,000円につきましては、経常的経費でございます。備考欄下段の都市計画道路西高田線踏切拡幅事業負担金7,102万9,128円につきましては、JR高田踏切拡幅工事のうち、JR軌道敷内の工事を負担金工事として実施しており、その負担金でございます。続きまして154、155ページをお開き願います。21節補償、補填及び賠償金5,507万4,357円につきましては、都市計画道路西高田線に伴います補償10件となっております。なお令和5年度への繰越明許費といたしまして、4,227万3,000円を計上いたしております。西高田線の令和4年度に実施いたしました主な施工箇所につきましては、後ほど図面にてご説明をいたします。続きまして8款5項5目公園緑地管理費でございます。1節報酬から4節共済費につきましては、会計年度任用職員2名の人件費でございます。8節旅費、10節需用費、11節役務費は、経常的経費でございます。10節需用費の支出済額1,218万1,126円のうち、主なものといたしましては消耗品費の307万9,333円で、花の苗配布事業における花の苗代等になります。12節委託料は支出済額5,313万4,589円のうち、主なものといたしまして町内の公園等のトイレ清掃等を行う公園清掃管理委託料の他、各公園の維持管理業務および中尾城公園、潮井崎交流館の公園施設管理委託といたしまして、シルバー人材センターなどに対しまして2,210万4,962円を支出いたしております。また、(仮称)道ノ尾街区公園の測量設計委託および公園施設長寿命化計画の改訂業務委託を実施いたしております。13節使用料及び賃借料は、支出済額629万6,508円で、主なものは借地公園の賃借料でございます。14節工事請負費は支出済額2,995万7,291円で、主なものといたしましては、ニュータウン東公園遊具更新工事や丸尾公園遊具更新工事など公園遊具の更新工事が5件、その他通常の維持工事や劣化が確認されました遊具の修繕工事が35件ございます。また、公園施設工事といたしまして、(仮称)道ノ尾街区公園新設工事がございますが、令和5年度へ繰り越しをいたしております。令和5年度への繰越明許費といたしまして、800万円を計上いたしております。次に156、157ページをお開き願います。15節原材料費は、経常的経費でございます。17節備品購入費は、刈払い機等を購入いたしております。18節負担金、補助及び交付金は、公園に関連いたしました協会費および負担金でございます。続きまして、194、19

5 ページをお開き願います。1 1 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目道路等災害復旧費のうち、8 節旅費、1 0 節需用費、1 8 節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。1 2 節委託料でございますが、支出済額 5 3 万 2, 4 0 0 円につきましては大雪時の融雪業務委託 6 件分でございます。1 3 節使用料及び賃借料につきましては支出はございません。1 4 節工事請負費は、支出済額 1 3 3 万 8, 5 0 0 円でございます。主なものとしたしましては、準用河川大堂川災害復旧工事、件数としたしましては 6 件でございます。以上が歳入および歳出に係る説明でございます。なお、令和 4 年度長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書でございますが、報告書 5 5 ページ中下段から 5 9 ページ上段につきましては土木管理課所管でございます。ご参照を賜りたいと存じます。以上が令和 4 年度土木管理課所管分のご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

それでは令和 4 年度の西高田線都市計画道路西高田線の事業箇所につきまして、説明を申し上げます。西高田線につきましては総延長が 1, 3 3 0 メートル、そのうち平成 2 9 年度に約 6 4 0 メートルが供用開始をされているところでございます。残りの約 7 0 0 メートルにつきましては、平成 3 0 年から順次工事および補償関係を進めているところでございます。令和 4 年度につきましては、まず高田踏切の所ですね。これが残り一部の工事を残しましてほぼ完成ということで、今現在供用開始を行っているところでございます。また、高田踏切から北陽台高校の付近まで約 5 0 0 メートル、これにつきまして工事を行っております。工事につきましては歩道や側溝、保護柵などの工事、それから污水管、給水管の布設工事、それから仮設道路ですね、これに対するバリケードフェンス、こちらの仮設安全対策工事を行っているところでございます。また補償関係、委託料の関係ですが、委託費として建物の調査、それから測量など、これについて 1 0 件の委託を行っているところでございます。用地につきましても 7 筆、面積といたしまして 4 5 2. 0 7 平米を買収を 4 年度中に行っているところでございます。補償についても看板、建物等々の補償を 1 0 件契約を行っているところでございます。現在のところ、北陽台高校の入口まで、ここまでを工事を順次行っております。以上が工事に対する説明でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

以上、土木管理課の説明が終わりましたけれども、ちょっともうお昼の時間になりますので、1 3 時 1 0 分まで休憩いたします。質疑は再開してからということで、よろしく願いいたします。

（休憩 1 1 時 4 7 分～1 3 時 0 9 分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

土木管理課所管分の説明が午前中に終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。まず歳入のページを追って質疑を進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。まず24、25ページ、下の方ですね、土木使用料について質疑はありませんか。進めても戻っていただいても結構ですので、戻られるときは何ページのということで、言っていただくと助かります。ではページを進めたいと思います。26、27ページ、公園の使用料とか上段の方にありますが、質疑はありませんか。続きまして28、29ページ、ないようでしたら続けて進めていきます。30、31ページないでしょうか。続きまして36、37ページ、がけ崩れの対策事業費補助金などですね。ないでしょうか。続きまして38、39ページ、続いて40、41ページ、質疑はありませんか。続きまして42、43ページと続きまして46、47ページ、質疑はありませんか。そのまま雑入ですね。次のページまでありますね。48、49ページまでありますけども、質疑はありませんか。次のページの50、51ページ、起債のところですね。質疑はありませんか。なければ戻られても結構ですので、続いて歳出に移りたいと思います。144、145ページ、土木費の土木管理費ですね。管理費の中の土木総務費、質疑はありませんか。続きまして146、147ページ、質疑はありませんか。148、149ページ、町道の維持補修工事費とか、測量設計委託料などがありますが、あと河川費もですね。質疑はありませんか。続きまして150、151ページ、港湾費、がけ崩れ対策費から港湾費もですね。質疑はありませんか。続きまして152、153ページですね。戻っても結構です。戻る場合はページ数も教えてください。

安部委員。

○委員（安部都委員）

147ページなんですけど。町道管理委託料で街路樹で67件ということの先ほど報告がありましたが、この町道の管理の街路樹というのは、例えば1年に何回というふうに決められているのか、そして、台風とかいろんな災害があったときには、そのときにはそういった所にも出向いてされるのか、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

委託料につきましては、年間を通して委託している分と個別に発注する分とございまして、低木剪定や除草に関しましては、シルバー人材センターに委託をしております、年間2回、長与中央線のみ年間3回除草の方をさせていただいております。路線数として9路線ほど委託をしております。それと高木剪定に関しましては14路線ございまして、年に1度、高木剪定をさせていただいております、長与中央線のみ年に2回、伐採委託をさせていただいております。それと個別に委託してない路線以外で要望とか状況がまた悪化した場合には、個別にまた発注をさせていただいております。また、災害

のあとなんかは結構やっぱり倒木もございますので、そういった分もその都度発注をさせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。では今152、153ページまで進んでいますけども、質疑はありませんか。ではページを進めてまいります。154、155ページで質疑はありませんか。ないようでしたら156、157ページ、質疑はありませんか。戻っていいです。ページ数を教えてください。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

155ページ、公園もですか。委託料で公園剪定等委託料431万円、何箇所ぐらいやられてるのかというのを教えてください。431万2,000円剪定。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

公園剪定等委託料につきましては、令和3年度から地元自治会等への管理委託を実施しておりまして、この部分につきまして10団体に昨年度はお願いをしております、その金額が61万9,000円あまりになっております。それ以外の実績としましては高木の剪定ですとか、斜面地の剪定ですとか、そういったことを11件実施をしております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。委託料の方は分かったんですが、実際に公園今100カ所ぐらいいあるんですか。そのうちに工事費で対応してるんですか、その剪定とかは。地元で委託するとかなんとか別にして、町が発注して管理をしていく中で、している町が実際に直営でどっかに委託して剪定をするとかという公園というのは、この工事費で対応されてるんですか。公園工事費の960万円で。もしそこでしているんだったら何箇所ぐらいされているのかというのを。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

公園の剪定等につきましては先ほど申し上げた委託料の方で発注をしております、令和4年の実績で11件ございます。それとは別にシルバーに年間契約で委託をしております、この部分で基本的に各公園の除草等作業をしていただいております。この分につきまして公園施設管理委託料の中に含まれております。こちらの方でおおむね年に1回か2回程度、各公園の方を回って除草等を行っております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今話を聞きますと、全部の公園について年に1回か2回は剪定なり何らかの管理をしているということ、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

そのとおりでございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

155ページ。街路事業に伴う補償費で西高田線の補償1件ということでは言われたんですが、この1件についてはスムーズにそういった交渉が行われたのかということと、それからこの予算に対して令和5年度の繰り越しが4,200万円ほどあるんですが、この1件分の1,300万円、今回令和4年度でということだと思んですが、残りはどのような形になってるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

確かそこ1件ではなくて10件ですね。

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

補償費につきましては、委員ご指摘の金額、支出済額5,507万4,357円お支払いをさせていただいております。件数につきましては10件を補償費としてさせていただいております。あと残り幾らですかというご質問でございますが、建物だけで数えますと4年度末で残り2件、建物だけです。ただ工作物とか看板とかそちらの方はこの件数には入っておりません。残り4年度末で2件ということで申し上げましたが、そのうち1件につきましては、令和5年中に1件契約をさせていただきました。ですから今現在でいけばあと残り1件だけ建物、あと他には工作物、看板等もありますよということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。では今157ページまで質疑を受けておりますけれども、質疑はありませんか。ないようでしたら少し飛びまして194、195ページ、災害復旧委託料ですかね。質疑はありませんか。ないようでしたらこの主要な施策の成果に関する報告書、または工事の先ほど図面で説明がありましたけれども、工事等についても質問を受けますが、全体を通して質疑はありませんか。

堀委員。

○委員（堀真委員）

この主要な施策の成果に関する報告書の56ページなんですけど、各エリア、アスファルトの補修工事されてるんですけど、例えば計算したときに青葉台団地の方が1平米当たり4,874円、例えば町道長与中学校の方だと1平米当たり1万506円ということで、この2つのエリアのその補修工事の費用が倍違うんですけど、ここら辺の費用というか、そこら辺の根拠というのを教えていただけるとありがたいです。

○委員長（中村美穂委員）

川田主査。

○主査（川田陽介君）

こちらの単価の違いに関しましてですけれども、各路線で舗装の構成等が違いますので、その違いで単価の差が出ているものになります。

○委員長（中村美穂委員）

堀委員。

○委員（堀真委員）

つまるところ材料費とかの差みたいなそういう認識で問題ないんですか。その構成というのが、ちょっとよく分からない。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

川田主査。

○主査（川田陽介君）

具体的に説明させていただきますと、青葉台団地北部舗装補修工事に関しましては表層、一番上の部分ですね。5センチのみの補修になっております。もう1つ町道長与中学校線舗装修繕工事としましては、上の5センチ部分の舗装とその下、路盤ですね、路盤の改良を行っておりますので、町道長与中学校線舗装補修修繕工事の方が平米当たりの単価が高くなっております。表の分の材料につきましては、材料費は一緒になっておりますので、路盤材の材料価格の差が平米単価に表れているような形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この都市計画道路西高田線の平成4年度までの進捗率ですね。それとあと今後その何年に完成する予定なのか、予定どおりいくのかどうか、それについての回答をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

令和4年度末で申し上げます。事業費ベースにおきましては86%ということになっております。令和3年度末は83%でしたので、これが86%に。それと道路延長ベースですけども、これは48%、令和3年度末も48%でございます。残りの用地取得率でございますが、これにつきましては令和4年度末が85%、令和3年、1年前は75%でございます。もう一つ建物移転補償率、先ほどもご答弁させていただきましたが、これにつきましては令和4年度末で94%、令和3年度末では91%ございました。事業につきましては、令和8年度をもって完了予定ということにしております。今現在、用地補償あるいは建物補償につきまして、できますれば来年度末までには必ず終わらせて、工事につきましては7年、8年で何とか完成をというふうな予定でございます。補償関係につきましては、当然、相手方がございますので、それについては十分協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そしたら、大体今の結局移転のことについての問題点というのはそう起こってないと、大体予定どおり令和8年でいけるんじゃないかというふうな予想を立てているという理解でいいですね。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

委員ご指摘のとおりここが1番のところでございます。しかし今現在あその事業用地がかなりあと残っているところがございますので、それについては今順次説明をしながら、感触的には十分ご理解を頂いているというふうに思っているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この報告書の57ページの町道新設測量設計業務というところで、町道柳田椿林線というのは仮称としてあるんですが、今新しく道路を造られるということなんでしょうか。今民間で区画整理をやられてると思うんですが、区域の外に何か造られるということなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

（仮称）町道柳田椿林線につきましては、現在椿林の組合施行でやられているその一番北側の道路がございます。その道路に接続して高田中学校の円周道路がございます。こちらの方に接続というふうに今現在考えているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

円周道路から今階段でしか行けなかった所を何か車で行き来できるようにするというような計画が確かあったと思うんですが、その分は町の方でされるんですよね。この分ですかね。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

委員おっしゃるとおりで、この分が先ほど申し上げられたのと同様ということで理解してもらえたと。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで土木管理課所管分の質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、都市計画課所管分について提案理由の説明を求めます。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

都市計画課です。よろしくお願ひします。それでは令和4年度一般会計決算のうち、都市計画課所管分につきましてご説明申し上げます。まず、歳入でございます。事項別明細書の24、25ページをお開き願ひします。12款2項1目1節土木管理費分担金55万2,145円につきましては、急傾斜地崩壊対策事業分担金でございます。続きまして26、27ページをお開き願ひします。13款1項5目3節住宅使用料から6節滞納繰越分までが都市計画課所管分でございます。3節住宅使用料は、収入済額4,844万9,250円で、東高田、西高田、岡岬の3カ所の現年分の住宅使用料でございます。それから2段下の5節町営住宅駐車場使用料の収入済額341万7,370円につきましても同様に、町営住宅3カ所の現年分の駐車場使用料でございます。4節、6節につきましては、住宅使用料、駐車場使用料、それぞれの滞納繰越分になります。続きまして、28、29ページをお開き願ひします。ページ上段の13款2項3目土木手数料1節住宅

手数料は、都市計画課所管分でございます。令和4年度の収入はございませんでした。続きまして、32、33ページをお開き願います。14款2項4目土木費国庫補助金4節住宅費補助金は、全て都市計画課所管分です。主なものとして、備考欄3段目の公営住宅等ストック総合改善事業補助金で、東高田B棟、C棟の長寿命化改修工事および工事監理業務に対する補助金でございます。続きまして36、37ページをお開き願います。15款2項6目土木費県補助金1節土木管理費補助金および2節住宅費補助金は都市計画課所管分でございます。続きまして38、39ページをお開き願います。15款3項6目3節都市計画費委託金1,000円につきましては、都市計画法に基づく許認可事務に関する権限移譲等交付金でございます。続きまして40、41ページをお開き願います。17款1項1目1節一般寄附金30万円につきましては、池山土地区画整理組合よりまちづくりの推進のためとして、寄付金をいただいたものでございます。続きまして46、47ページをお開き願います。20款5項1目1節雑入でございますが、備考欄の上から14行目、都市計画地図売払収入5万7,600円と次の48、49ページ、備考欄の上から3行目、町営住宅光インターネット装置設置料4万560円が都市計画課所管分でございます。続きまして50、51ページをお開きください。21款1項2目1節急傾斜地管理事業債3,430万円のうち490万円が都市計画課所管分でございます。同じページの21款1項2目4節都市計画事業債は、備考欄上段の土地区画整理事業充当起債2億7,834万円が都市計画課所管分でございます。歳出の152、153ページ、8款5項2目土地区画整理費に充当する地方債でございます。以上が都市計画課所管の歳入でございます。

続きまして歳出でございます。126、127ページをお開きください。4款3項1目下水道処理費でございます。18節負担金、補助及び交付金2,571万4,700円のうち、1,528万1,200円が都市計画課所管分でございます。高田南土地区画整理地区内の長崎市下水道区域の工事に対する事業負担金でございます。続きまして146、147ページをお開き願います。8款1項2目急傾斜地管理費12節委託料の測量設計委託料1,154万1,200円のうち、1,104万2,900円が都市計画課所管でございます。続きまして、150、151ページをお開きください。8款5項1目都市計画総務費でございます。1節報酬14万800円につきましては、都市計画審議会2回分の委員報酬でございます。令和4年12月5日金曜日と令和5年2月24日金曜日に開催しております。次に2節給料、3節職員手当等から4節共済費につきましては、長崎県への派遣職員を含む11名の人件費でございます。続きまして7節報償費12万6,000円につきましては、長与町都市計画マスタープラン策定委員会2回分の報償費でございます。令和4年11月7日月曜日と令和5年2月7日火曜日に開催しております。続きまして8節旅費から次のページ152、153ページの10節需用費は経常的経費でございます。次に12節委託料でございますが、備考欄の都市計画マスタープラン策定業務委託料647万7,900円につきましては、令和3年度から令和4

年度の2カ年で実施しました都市計画マスタープラン策定業務委託の令和4年度実施分でございます。続きまして13節使用料及び賃借料、17節備品購入費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、経常的経費でございます。引き続き2目土地区画整理費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては経常的経費でございます。27節繰出金4億1,082万4,215円につきましては土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。なお、令和5年度への繰越明許費としまして7,575万1,000円を計上しております。続きまして156、157ページをお開きください。8款6項1目公営住宅管理費でございます。8節旅費、10節需用費、11節役務費までは経常的経費でございます。12節委託料は、支出済額740万160円で、主なものは町営住宅植栽剪定委託料および町営住宅調査設計委託料でございます。14節工事請負費は、支出済額3,983万4,300円で、東高田町営住宅長寿命化工事B棟、C棟でございます。13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金は、経常的経費でございます。続きまして2目安全・安心住まいづくり支援事業費、12節委託料は、耐震診断で8万2,000円を交付しております。続きまして同じページの3目建築費18節負担金、補助及び交付金は、支出済額210万円でございます。内訳は備考欄に記載されておりますとおり、住宅性能向上リフォーム支援補助金が5件で50万円と次のページ、158、159ページの上段、親子でスマイル住宅支援補助金が4件で160万円、合計で210万円を交付しております。続きまして158、159ページ、同じページです。4目空き家対策費につきましては、主に空き家対策協議会に関する予算となっておりますが、令和4年度は協議会の開催がなく支出がなかったため全て不用額となっております。以上が都市計画課所管の歳出でございます。

なお、主要な施策の成果に関する報告書でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の59ページ、急傾斜地崩壊対策事業、60ページ町営住宅補修工事、61ページ長与町都市計画マスタープラン策定業務委託、62ページ高田南土地区画整理事業（特別会計繰出金）が都市計画課所管分でございます。併せてご参照賜りたいと存じます。以上、令和4年度一般会計決算の都市計画課所管分をご説明申し上げます。また、当委員会より提出依頼がございました資料、歳入の収納状況、町営住宅使用料と駐車場使用料につきましても本日お配りしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑は歳入のページを追って進めていきますので、よろしくお願いたします。まず歳入24、25ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

25ページの分担金、急傾斜地崩壊対策事業分担金ということで、これは何ていいますか、条例改正が行われて分担金の算入の仕方がちょっと変わって初めての対応かなと

いうふうに感じているんですが、まだまだこれ事業は続くと思うんですけども、どのような取り方をされているのか。今始まったばかりですよ。恐らくこの主要な施策を見てもその他のところで55万2,000円計上されてるんですが、これが負担金かなというふうに、分担金かなというふうに思ってるんですけども。残りの事業もまだあると思うんですが、分担金の算定というのはもう全体を出して、今年こっだけもらうとか、そういうやり方でやられてるのか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

急傾斜事業の分担金につきましては、委員ご指摘のとおり長与町分担金条例の方ですね、令和4年4月に改定されまして、事業費の分担金につきましては、事業費の総額の5%に相当する額、または75万円に工事施工延長に1万円につき1万円の加算した額のいずれか低い方という形で条例が決まっております。その中で今年度55万円の根拠なんですけども、こちらにつきましては令和4年度事業費につきましては、測量設計業務委託の約1,100万円ぐらいの支出がございました。この分担金条例によりまして事業費の5%、もしくは75万円プラス工事費延長という形のいずれか低い方なんですけども、令和4年度につきましてはまだ施工延長というのが決まっておりましたので、まずは令和4年度事業の事業費1,100万円の5%、こちらの方を徴収させていただいております。それで実際今現在ですね、施工延長というのが決まっておりますので、大体金額にして130万円ほどになっておりますので、来年度につきましてはその差し引きの分を徴収する形で考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。それではページを進めてまいります。26、27ページ、質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

27ページの町営住宅の滞納ですよ。収入未済額がたくさんありますけども、これはやっぱり何件ぐらいで、どのぐらいの例えば月とか、その辺がちょっと分かれば教えていただきたい。それと件数ですね。それと、それが月で何年も払わないのか、月にしてどのぐらい溜まっているのか、そういうのが分かれば教えていただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

頂いた資料の中にありますけど、そこを踏まえて説明をしていただけますか。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

町営住宅の滞納分についてなんですけども、本日提出をさせていただきました収納状況の報告書の中に、収納件数また未収入の件数等は記載しておりますので、こちらをご

参照いただければと思います。どうしてもこの100%、どうしてもいかないというところで、今年度につきましては入居者自身が入院されていたりとかということで家賃の収入が収納ができなかったり、仕事先が変わって収入が減ったとか、そういったさまざまな要因で若干滞納分というのはございますが、今後の対応としましては電話連絡とか文書、また訪問などによりまして収入を促すとか、またこの滞納分については、分納納付という形もありますので、そういったところもご説明しながら計画的に滞納を減らしていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

同じこの滞納についてですけども、そんなに額が大きくないんですけども、実際どういう手続きを取られているのか。払ってくださいとは言ってるんですけど、実際にどういう手続きで対応をされてるのか。

○委員長（中村美穂委員）

山田主査。

○主査（山田傑君）

まずは毎月月末を納期限として請求をさせていただき、そこでご納付いただけなかった場合は翌月の中旬に督促ということで請求をさせていただきます。そこでもなお見られなかった場合は3カ月納付がなければ催告をさせていただき、そこでもまだということであれば電話連絡ですとか戸別訪問をさせていただいて、今後のことですとか状況をお聞きするというような対応をさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それだけやられて結果これだけこの表をいただいている決算での額が収入未済額として上げられているんですが、それだけの手続きをやって払われないということになりますと、今例えば裁判所を使って支払督促とか、督促状を送る。役場が多分送ってでもこういう溜める人はもう払わんわけですよ、相手せんわけですよ。ただこれ督促状が裁判所からいけば結構効果があるというようなことも私も聞いておまして、支払督促とか、あと金額それよりちょっと大きい60万円以下ぐらいの金額までなら少額訴訟とかも、今町の方も専決処分の中でも100万円以下はできるようになってますので、そういうのを使って取りにいこうかという発想はありませんか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

滞納につきましては、やはり入居者の方とこちらのお貸しする立場もございますので、極力そういった文書とか顔を合わせて、フェイストゥフェイスでの督促っていうことをまず第1に考えていこうとは思っております。その中で委員がおっしゃるとおりそういったどうしても故意にもう払わないとか、そういったちょっと悪質な、どうしても払っていただけない方については、そういったご提案の督促っていうところも視野に入れながら今後検討していきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続きまして28、29ページ、質疑はありませんか。戻っても構いませんので、ページを進めていきます。32、33ページ、質疑はありませんか。続いて36、37ページ、38、39ページ、質疑はありませんか。続きまして40、41ページですね。一般寄附金のところ、質疑はありませんか。続きまして46ページから49ページ、雑入のところですね。質疑はありませんか。続きまして50、51ページ、質疑はありませんか。ないようでしたら戻っても構いませんので、歳出の方に移りたいと思います。歳出の126、127ページ、質疑はありませんか。下水道施設事業費負担金ですね。続きまして146、147ページ、質疑はありませんか。ないようでしたら150、151ページ、都市計画費のところですね。質疑はありませんか。都市計画費の中の次のページまで152、153ページ、質疑はありませんか。それでは続いて156、157ページ、町営住宅の補修工事費とか、次のページまで行って、158、159ページですね。住宅リフォームの補助金などありますけども、質疑はありませんか。空き家対策費は、協議会が開催されなかったからなかったという説明だったと思いますが、それでは主要な施策の成果に関する報告書または先ほども質疑の中で出しましたが、頂いた資料を含めまして質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。全体を通して。

安部委員。

○委員（安部都委員）

主要施策の説明書の60ページなのですが、東高田の長寿命化というところの工事なのですが、今何年ぐらいたってそしてどの辺りをその工事、長寿命化の辺りをされるのか、そのちょっと内訳を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

田中課長補佐。

○課長補佐（田中廣幸君）

令和4年度の東高田の町営住宅の長寿命化工事はB棟とC棟を行っております。B棟、C棟につきましては、建設年度が平成元年、平成2年度としまして、30年以上たっているんですけども、その間、外壁の塗装等をやり替えをしてなかったことにより、今回、長寿命化計画の年次計画に基づきまして、外壁の改修工事を行いました。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

この説明書の中ではD棟、E棟というのはあるんですが、これは次に繰り越しというところで、よろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

田中課長補佐。

○課長補佐（田中廣幸君）

D棟、E棟につきましては、先ほど申しあげました長寿命化工事の年次計画に基づき令和5年度、今年度に行うことにしております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。歳入歳出全体を通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほどの説明では空き家対策の協議会が令和4年度全く行われなかったのが計上されていませんが、その理由。そして今度空き家対策の方は非常に全国的にも多いというところで、その空き家になった所、空き家になろうとしている所を対象に新しく、その後継者が引き継ぐ後継者が登録をしないといけないというような国の法律ができたと思うんですが、その辺りこの令和4年でのそういった話というのは、されてないということではよろしいんですか。

○委員長（中村美穂委員）

山田主査。

○主査（山田傑君）

まず今ご質問2点あったと思うんですけれども、まず前半の令和4年度に空家対策協議会を開催しなかった経緯について、まずはお答えさせていただきたいと思うんですけれども、令和3年度に長与町全町の空き家の実態調査というのを行ってございまして、空き家の傷み具合ですとか、管理の具合によってランク分けをしたものを公表しているんですけれども、その中で一定管理が行き届いてない、言わば管理が行き届いてない所、こちらにつきましてはA B C Dとランク付けをしているんですが、Dが管理が行き届いてない、Aは比較的管理がされているというランク分けの中で、Cランク、Dランクというものについては、一定特定空家になりうる空き家ということで考えてございまして、こちらにつきましては職員の方で経過の観察を続けてございまして、その中で特定空家に認定すべき空家というのが、今現在長与町内にはないということで考えてございまして、空家対策協議会の方は令和4年度には開催しなかったという経緯でございまして、もう1点お尋ねがありましたのにつきましては、空家対策特措法の法改正が令和5年度の6月に国会の方で成立した点のご指摘かなと思うんですけれども、こちらにつきましては

はまだ施行がされておらず、一応今年中に施行される予定になっているようなのですが、まだ施行されておらずその施行規則など細かなところがまだこちらの方に情報提供がなされておられませんので、そういったところを見てから具体的にどういったことを踏んでいかなければいけないのかというところは、そちらを確認してからまた検討したいというふうに思っております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今のご説明で多分去年か一昨年に、令和4年度、特定空家が何か数件あったというふうな1回報告があったと思うんですが、今のこの時点では特定なしというところよろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

山田主査。

○主査（山田傑君）

特定空家の認定につきましては協議会での決定を経なければいけないものですので、今現在長与町内に特定空家というものは1件もございません。なりうるものが数件あるということで考えておりますので、そちらの経過観察をこちらでしているという状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほどご説明があった令和5年6月からの空き家対策の施行規則、じゃあこれは今から整備していくということよろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

山田主査。

○主査（山田傑君）

6月に法の改正がなされたんですけども、その法律の公布はされてるんですが、まだ施行されてない。要するにまだ実行化されてないんですね。その法律の施行規則ですか、どういった運用をするというところは当然国の方で定めがあるものですから、その情報がこちらに下りてくるのを今待っている状態ということですね。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今のこの空き家対策費の予算の組み方なんですけど、結果だけ見ればこれ109万6,000円、これだけの予算が必要なんですということで予算を組まれて、最終的には全額要りませんでしたという話だと思うんですけども、私この協議会開かれなかったという

のは、どっかが主体となって開催、町外の所で開催が決められて、そこに参加することがなかったので使えませんでしたというような説明なのかなと思ったら、どうも開催自体も町が開催をするわけですよね。そしたらその予算を組むときにこういうものを開催せんばかせんでいいかぐらいは、分かりそうなもんじゃないのかなというのをちょっと思いまして、それとあと1点、これだけの不用額が出るとするならば、3月の補正で落とすべきじゃないのかなというふうな気もしてるんですよ。それと最後にあと1点、5年度でも同じ予算を組まれているのかどうか、それだけ教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山田主査。

○主査（山田傑君）

この109万6,000円の大部分を占めておりますのは、この負担金、補助及び交付金の100万円かと思うんですけども、老朽危険空家等解体費補助金というもので100万円予算を組んでおりますが、空き家の所有者の方で解体をお考えになられているという方に対して、インセンティブとして解体費の補助をさせていただく、上限50万円まで2件まで対応というものです。こちらの2件ですね、上限2件ということで予算を組ませていただいております、そのままそうですね、なんででしょう、受け付けをずつつている状態ですので、このまま不用額として落とさずにこの状態になっているということです。この件数につきましては、令和5年度につきましても同様に予算の確保をさせていただいております。一応申請がある可能性がありましたので、補正で落とさずにそのままにさせていただいております。そういう経緯でございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

159ページの親子でスマイル住宅支援補助金の改めてこの事業の内容と、4件というふうに伺ったんですけども、もともと予算の枠、すいません、予算書をちょっと持ってきてないので、160万円で4件分が上がっておりますけれど、もともとのこの事業の総額、予算総額がこの金額だったのか、もっと他に件数分があったのか、そこを2点教えてください。

○委員（堀真委員）

山田主査。

○主査（山田傑君）

まずは制度の概要についてお答えをさせていただきます。長与町内で中古の住宅を求

めたり、もしくはその中古の住宅に住むに当たっての間取りの変更などでリフォームをするというのがまず対象になるんですけれども、その対象、その申請をする要件というのがまずは多子世帯、お子さんが3人いらっしゃる。もしくはお2人お子さんがいらっしゃるってもう1人希望されているという方ですね。まずは多子世帯で、職住近接、育住近接という要件も令和4年度から新たに加わりまして、職住近接、お父さん、お母さんの職場に近くなる。もしくはその中古住宅にお父さんなりお母さんなりの勤務場所を設けるというような中古住宅の購入もしくはリフォームですね、これも対象になります。そして、育住近接というのは、お子さんが通う保育園、幼稚園、小学校そういった所に通学距離が短くなるというところ、もしくは育住という観点から新たに3世代で同居する。お子さんから見ればおじいちゃん、おばあちゃんの世代の方と新たに同居する、もしくは近居するということも対象になります。これで購入費、住宅の購入費の補助もしくはリフォームの補助ということですね。予算額がどうだったのかというお尋ねもあったかと思うんですけれども、親子でスマイル住宅支援事業につきましては、176万円ということでした。予算額がどうだったのかというお尋ねもあつたかと思うんですけれども、これは44万円の4件分ということ。で、組ませていただいていたんですけれども、実際に交付したのは40万円で、この4万円の差は何なのかというところなんですけれども、長崎県の方でその申請者の方がその子育て応援団体という企業がいろいろ登録をされてるんですけれども、そちらに登録されている企業にお勤めの方が申請者であられた場合、ここに4万円上乗せをするという規定があるんです。その方が申請された場合、交付額が44万円になりますので、それが4件だった場合176万円になるということで、予算は176万円を取らせていただいていたんですけれども、実際にご申請があつた方で対象者はいなかったんで、40万円掛ける4万円、160万円ということになっております。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

分かりました。そういった対象のところにお勤めの場合はプラス4万円されるので、そうしますとこの予算はちょうど4件分申請があつたということで、決算ですので令和4年分をお聞きするんですが、この事業についてやはり問い合わせとか、実際は4件だつたと思うんですけど、そういうものが住民の方からもっとたくさんあつたものなのか。例えばこの申請は先着順なのか、もし期限を切つて、すいません、私もそこまで詳細ちょっと分からないので、申請順なのかなと思うんですけど、その一定4件分で終わつてもしくはそののち実は申請しなかつたというような方が現れたのかどうかまでちょっと分かればお聞かせください。

○委員（堀真委員）

山田主査。

○主査（山田傑君）

まず受付の順番につきましては、申請の順番ということになります。7月から受付を開始しまして、これ4件目の方がご申請があったのは11月ぐらいだったかと記憶しているんですけども、そんなに何ていうんでしょう、受付を始めてすぐなくなってしまったというような状況ではないのかなと思っております。また申請を打ち切ったあとに新たな問い合わせがあったかと言われれば、そういった問い合わせは4年度中にはなかったんじゃないかなと記憶しております。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで都市計画所管分の質疑を終わります。

以上で本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 14時30分）